

子どもたちを救え

政治経済学部 1 年 伊藤直哉

閉じ込められたマンションの一室からインターホン越しに 助けを求めた幼いきょうだいの叫びは届かなかった……。

この兄弟は、おとし児童虐待により死亡しました。裁判によると、最初の通報は「夜中にインターホンを使って『ママー、ママー』と長時間叫んでいる」というものでした。幾度もの通報があったにもかかわらず、職員が直接児童に会うことはかないませんでした。そして、児童は、母親が帰らず食料もないまま、汗を舐め、尿を飲み、糞を食べ、ついに食べるものもなくなり、死んでしまいました。

こんなに悲惨な事件が、日常の中で起こってしまっているのです！

私は！ これ以上児童が虐待により死んでいくことを見逃すことはできません！！

私の目指す理想社会は、「各々の実現したいことに対して出自に関係なく挑戦できる社会」であります。冒頭に出した事件のように、児童が虐待されるほどに劣悪な家庭環境であったために、こどもたちの自己実現の機会が奪われてしまっているという点に問題があるのです！

本弁論の目的は、子供たちの将来が、虐待によって奪われることのない社会の建設にあります！

では、虐待の何が問題なのでしょう。先ほど述べた、児童が虐待により死亡してしまうことが問題なのは言うまでもありません。では、死には至らないような、軽度の虐待は放置してもよいのでしょうか。否！ 断じてそのようなことはありません！ なぜなら、児童は虐待を受けることにより、心身ともに傷つき、将来に悪影響が出てしまうからです！

厚労省の調査によると、児童虐待は、

- ・身体的害、暴力を受ける体験からトラウマを持ち、そこから派生する情緒不安定などの様々な精神的な障害、
- ・栄養の不足による発育障害や発達遅滞、
- ・安定した愛情を経験できないことによる緊張、乱暴、ひきこもりなどの対人関係障害、
- ・低い自己評価等の自尊心の欠如

などといった悪影響を及ぼします。

それらが原因で、コミュニケーション不全、不登校、また、犯罪に手を染めてしまうなどといったような、その後の人生を生きていくうえでのさまざまな障壁にぶつかりやすくなってしまうのです！ 実際、少年犯罪を起こした少年のうち、虐待を受けた経験があるのはなんと、70%にも上るのです！

以上のように、児童は、虐待を受けることで人格にさまざまな負の変化が起こり、自己実現が困難になってしまうのです！

それでは、児童虐待は現在、どのような状態にあるのでしょうか。

平成 22 年度の虐待の通報件数は 55000 件。統計を取り始めて以来、年々増加しています。

ここ数年の虐待による一年あたりの死亡は約 50 人を推移しております。つまり！虐待を受ける児童が！一週間に一人のペースで死亡しているのです！これほど多くの犠牲者が出ている現状で、われわれは対策を講じなければなりません！

ではそもそも、虐待とは具体的にどのようなことをさすのでしょうか。

虐待は 4 つに分けることができます。

- ・児童の身体に暴行を加えることをさす「身体的虐待」
- ・児童にわいせつな行為をすること、させることをさす「性的虐待」
- ・食料を与えない、長時間の放置、養育を怠ることをさす「ネグレクト」
- ・罵声を浴びせるなど、児童に著しい心理的外傷を与えることをさす「心理的虐待」

以上の 4 つです。冒頭の虐待死事件は、食料を与えなかったり、長時間の放置をしたりしたために起きたのでネグレクトに該当します。

では、なぜ虐待が起こるのでしょうか。厚労省のアンケートによると、養育者が虐待に及んだ理由として、育児不安が 25%、養育能力の低さが 30%となっています。育児不安の原因の 8 割は知識不足からくるものであります。つまり、「育児不安」と「養育能力の低さ」に共通して言えることは、養育者の子育てに関する知識がかけけているということです。

また、なぜ児童を虐待から救うことができないのか。

これは、虐待の通報があった後、裁判所の許可をとってからでないとその家に踏み込むことができず、時間がかかってしまい、結果的に手遅れになってしまうからです。児童虐待の通報が来てから 48 時間以内に児童の安全を確保する必要があります。しかし実際に家庭裁判所の許可が下りるまで、平均して 100 日も掛っているという現状があります。実際に、児童虐待の最前線で働いている、全国にある児童相談所のうち 7 割が、裁判所の許可を経ずに開錠し立ち入りをできるようにするべきだという意見を持っています。

また、一時保護され、必要と判断された児童は児童養護施設に入所します。養護施設で育つ 8 割が問題解決・安定へと向かいます。しかし現在、職員の平均年間労働時間は 2800~3200 時間で、過労死のラインである 3000 時間に超えています。このような過酷な環境では、将来的に、現在の児童養護施設の制度が崩壊する恐れがあります。

ここで、虐待に苦しむ児童を救うための政策を3つ提案します。

一つ目は養育者へ育児知識の提供を与えるための母親学級、二つ目は、児童相談所職員の立ち入り権限強化、三つ目が、児童養護施設の職員の増員です。

1つ目は養育者への育児知識の提供です。

現在、養育者への養育の知識提供の場として自治体や病院が開催している母親学級、両親学級などがあります。しかし、このプログラムは主に妊婦に対する出産の知識を提供する場であり、子育ての知識の提供は行われません。

そこで、母親学級のカリキュラムに子育ての知識を与える授業を組み込みます。こうすることにより、子育ての知識を学ぶことができ、育児不安の解消につながるのです。

2つ目の、児童相談所職員の立ち入り権限の強化についてですが、

現行では児童虐待の恐れのある家庭に立ち入り調査するためには、裁判所の許可が必要です。児童相談所職員が裁判所の許可なしに立ち入りすることができれば、虐待の通報があったときから実際に踏み込むまでの時間が短縮されます。この迅速な対応が児童虐待を深刻化させないために必要なことなのです。先ほども申し上げたように、児童虐待の最前線で働いている、全国にある児童相談所のうち7割が、裁判所の許可を経ずに開錠し立ち入れるようにするべきだという意見を持っていますので、この重要性は確たるものであると考えられます。もちろん、裁判所の許可を経ないで家に立ち入ることは、その家族の権利を侵害するのではないかという意見が出てくると考えられます。

しかし、児童虐待の研究、対策を盛んに行っているアメリカでは、「児童虐待の疑いがあったら即通報し、立ち入り調査をして、仮に何もなかったとしても、それはそれで問題にならない」と考えられています。また、検察の強制捜査のように職員が大勢で駆けつけるような派手なものではありません。したがって、近所に立ち入りの事実を知られることを防ぎ、仮に虐待の事実がなかった場合のリスクを最小限にとどめます。そして職員が家庭を一度訪問して、児童の確認ができなかった場合、面会を希望する旨と期日を記載した通知を投函し、その期日に立ち入ることができなかった場合に立ち入ります。もちろん、虐待の事実がなかったとしても、虐待解決の重要性を説明することにより理解してもらうことをします。死の危険性にあるかもしれない子どもの生きる権利と、立ち入り調査をされない権利、この二つを天秤にかけたとき、命が最も重くなり、やはり優先されるべきは前者なのです。

3つ目は、児童養護施設職員の増員です。

先ほど申し上げたように、一時保護され、必要と判断された児童は児童養護施設に入所します。しかし現在、職員の平均年間労働時間は 2800~3200 時間で、過労死のラインである 3000 時間に迫っています。これでは、将来的に児童養護施設の制度が崩壊する恐れがあります。したがって、職員を増員させます。具体的な増員数は 7000 人です。こうすることにより、職員一人当たりの年間の仕事を 2000 時間に減らすことができます。こうすることで、職員に余裕が生まれます。

今、この一瞬であっても虐待に苦しむ子どもがいるのです。そんな無力な子どもたちを救ってあげられるのは大人でしかいません。児童が虐待から救われることで、自己実現が可能な未来に、ようやく羽ばたくことができるはずです。皆さん、共に虐待から子どもたちを救い出そうではありませんか！
ご清聴ありがとうございました。